

## 答 申

### 第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年(2022年)1月7日付け令3給与厚生第521号及び令和4年(2022年)3月17日付け令3給与厚生第695号で行った公文書開示請求の却下決定は、妥当である。

なお、上記決定に対する審査請求に係る諮問は、別表2の「諮問番号／諮問書の日付及び文書番号」欄に掲げるとおり2件であるが、同種の開示請求に係る決定に対する審査請求に係る諮問であり、その請求内容も同種のもものと認められ、内容も密接に関連することから、これら2件を併合して審査した。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、別表1の「開示請求番号(請求年月日)」欄に掲げる各日付で実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、同表の「請求内容」欄に掲げる2件の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の処分

実施機関は、本件各請求に係る公文書（以下「本件対象各公文書」という。）について、別表2の「処分番号／決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付で同表の「処分」欄に掲げる各処分（以下「本件各処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、令和4年1月23日付け及び同年4月3日付けで、それぞれ行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件各処分の取消しを求めるといふものである。

#### 2 審査請求の理由

(省略)

### 第4 実施機関の説明要旨

(省略)

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象各公文書の内容

本件対象各公文書は、「山口県庁本庁舎（職員数が最も多い事業場）について、令和3年4月1日から10月31日までの間に、安衛法の規定に基づいて、産業医が実施した作業場等の巡視の実施日、状況及び結果がわかる資料」及び「山口県庁本庁舎（職員数が最も多い事業場）について、令和3年4月1日から6月30日までの間に、安衛法の規定に基づいて、事業場で選任されている衛生管理者が実施した作業場等の巡視の状況及び結果がわかる資料」である。

### 2 本件対象各公文書の存否

はじめに、公文書の定義については、条例第2条第2項において、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定められている。

そして、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味するので、これらの定義及び趣旨を踏まえて、本件対象各公文書の存否について判断する。

まず、実施機関は、本件各請求に係る期間に、山口県庁本庁舎において産業医及び事業場で選任されている衛生管理者による定期的な作業場等の巡視を実施していないことを、本件各処分の理由として、別表2の「処分の理由」欄に掲げるとおり提示しており、また弁明書においても同様の理由を明らかにしていることを踏まえると、本件対象各公文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はないことが認められることから、本件対象各公文書は不存在とする実施機関の本件各処分は妥当であると考えられる。

また、本件対象各公文書は不存在とする本件各処分に係る理由の提示については、上述のとおり、実施機関は、山口県庁本庁舎において本件各請求に係る期間に産業医又は事業場で選任されている衛生管理者による作業場等の巡視は実施していないことを、別表2の「処分の理由」欄に掲げるとおり提示しているため、適正であると考えられる。

### 3 その他

審査請求人は、実施機関の対応等について、審査請求書で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等  
別紙のとおり

別表 1 (開示請求の内容)

開示請求番号 (請求年月日)	請求内容
請求 1 (令和3年12月29日)	山口県庁本庁舎（職員数が最も多い事業場）について、令和3年4月1日から10月31日までの間に、労働安全衛生法に基づいて、産業医が実施した作業場等の巡視の実施日、状況及び結果がわかる資料
請求 2 (令和4年3月14日)	山口県庁本庁舎（職員数が最も多い事業場）について、令和3年4月1日から6月30日までの間に、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている衛生管理者が実施した作業場等の巡視の状況及び結果がわかる資料

別表 2 (別表 1 の開示請求に対する実施機関の処分等の内容)

開示 請求 番号	処分の理由	処 分	処分番号	諮問番号
			決定通知書の日付及 び文書番号	諮問書の日付 及び文書番号
請求 1	山口県庁本庁舎について、令和3年4月1日から10月31日までの間に、労働安全衛生法に基づく産業医による作業場等の巡視は実施しておらず、当該公文書が存在しないため。	不存在 却 下	処分 1	諮問 1
			令和4年1月7日 令3給与厚生第521号	令和4年4月21日 令4給与厚生第91号
請求 2	山口県庁本庁舎について、令和3年4月1日から6月30日までの間に、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている衛生管理者による作業場等の巡視は実施しておらず、当該公文書が存在しないため。	不存在 却 下	処分 2	諮問 2
			令和4年3月17日 令3給与厚生第695号	令和4年6月27日 令4給与厚生第226号

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 6月2日	事案の審議を行った。
令和5年 8月3日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和5年8月3日現在)